

寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 4 号

寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正 する条例

寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例(昭和 31 年寒川町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 8 平成 27 年 6 月に期末手当を支給する場合において、第 2 条第 5 項の規定により特別職の例により算出される同月に支給される教育長の期末手当の額は、寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 27 年寒川町条例第 号)による改正後の寒川町特別職の職員の給与に関する条例附則第 22 項による副町長の期末手当の算出の例により算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。